

令和4年(2022年)11月2日
子ども・子育て会議資料
子ども教育部子ども・教育政策課

子ども相談室の開設について

9月1日から「中野区子どもの権利に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく、子どもの権利に関する相談に応じるための窓口として、「子ども相談室」を開設したので、下記のとおり報告する。

記

1 開設場所

教育センター分室(野方一丁目35番3号)3階

2 相談受付日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで(祝日、年末年始を除く。)

3 相談内容

子どもの権利に関すること

例) 学校、家庭、塾などでのこと、交友関係、教職員の対応、家庭での居場所のことなどで困っていること など

4 相談対象

子ども: 区内在住・在学・在勤等の原則18歳未満の者

※ 子どもの権利に関わることであれば、家族や関係する大人からの相談も可能

5 相談受付方法

電話(フリーダイヤル)、電子メール、来所、手紙

相談専用フリーダイヤル: 0120-463-931

※教職員などからの相談の場合は、03-3385-9673

メールアドレス: kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

6 相談体制等

「子どもの権利救済相談・調査専門員（以下「専門員」という。）」がはじめに相談を受け付け、助言などの対応を行う。

その後、事案の内容に応じて「子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）」協議しながら対応策（調査・調整など）を行っていく。

また、子ども等から救済委員に対して、権利侵害からの救済の要請や権利侵害の防止、権利保障のための意見表明の求め（申立て）があった場合には、関係機関等への調査を実施

詳細は別紙のとおり

■ 救済委員

氏名	所属等
石川 悦子	こども教育宝仙大学 こども教育学部教授
野村 武司	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士
森本 周子	弁護士

【担当】

子ども・教育政策課子ども相談係
電話：03-3385-9673